

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当する
可否について警察への調査の囑託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

ご注意ください！

この競売事件は、
広島地裁本庁で取扱っています。

入札その他の手続きの際には、必ず、
広島地方裁判所本庁の事件番号（「期間
入札の公告」に記載してある事件番号）
で行ってください。

なお、入札手続等は、広島地方裁判所
本庁の執行官が取り扱います。入札書を
誤って呉支部又は三次支部に提出すると
無効になりますのでご注意ください。

★お問い合わせ先★

○ファイルについてのお問い合わせ

広島地方裁判所本庁民事第4部不動産執行係

TEL（082）502－1392

○入札手続についてのお問い合わせ

広島地方裁判所本庁執行官室

TEL（082）228－0421（代表）

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 25 日

広島地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 吉 田 智 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 9 月 10 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 9 月 16 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 9 月 19 日 午前 10 時 00 分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 10 月 9 日 午後 3 時 00 分 場 所 広島地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 9 月 24 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 9 月 24 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金、小切手は保証として認めない（特別売却を除く）。
買受申出の資格の 制限（民事執行規 則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 8 月 25 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～4	2,143,000 1,714,400	一括	430,000	107,457	0
1	3,000				
2	30,000				
3	210,000				
4	1,900,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 江田島市大柿町柿浦字楠田
 地 番 192 番 9
 地 目 宅地
 地 積 4.91 平方メートル
- 2 所 在 江田島市大柿町柿浦字楠田
 地 番 192 番 10
 地 目 宅地
 地 積 39.21 平方メートル
- 3 所 在 江田島市大柿町柿浦字楠田
 地 番 194 番 1
 地 目 宅地
 地 積 319.27 平方メートル
- 4 所 在 江田島市大柿町柿浦字楠田 194 番地 1、192 番地 10
 家屋 番号 194 番 1
 種 類 事務所・物置
 構 造 鉄骨・軽量鉄骨・木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 30.40 平方メートル
 2 階 107.79 平方メートル
 (現況)
 床 面 積 1 階 約 41 平方メートル



物 件 目 録

2階 107.79平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 2月25日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 太 田 博 子

1 不動産の表示

【物件番号1～4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～4】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号4】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 江田島市大柿町柿浦字楠田
 地 番 192 番 9
 地 目 宅地
 地 積 4.91 平方メートル
- 2 所 在 江田島市大柿町柿浦字楠田
 地 番 192 番 10
 地 目 宅地
 地 積 39.21 平方メートル
- 3 所 在 江田島市大柿町柿浦字楠田
 地 番 194 番 1
 地 目 宅地
 地 積 319.27 平方メートル
- 4 所 在 江田島市大柿町柿浦字楠田 194 番地 1、192 番地 10
 家屋 番号 194 番 1
 種 類 事務所・物置
 構 造 鉄骨・軽量鉄骨・木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 30.40 平方メートル
 2 階 107.79 平方メートル
 (現況)
 床 面 積 1 階 約 41 平方メートル



物 件 目 録

2階 107.79平方メートル



令和 6 年(ㄱ)第 1 4 3 号
令和 6 年 1 2 月 1 9 日受理
令和 7 年 1 月 **3 0** 日提出

現 況 調 査 報 告 書

広 島 地 方 裁 判 所

執 行 官 世 良 教 生

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 江田島市大柿町柿浦字楠田 |
| | 地 番 | 192番9 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4.91平方メートル |
| 2 | 所 在 | 江田島市大柿町柿浦字楠田 |
| | 地 番 | 192番10 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 39.21平方メートル |
| 3 | 所 在 | 江田島市大柿町柿浦字楠田 |
| | 地 番 | 194番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 319.27平方メートル |
| 4 | 所 在 | 江田島市大柿町柿浦字楠田194番地1、192番地10 |
| | 家屋 番号 | 194番1 |
| | 種 類 | 事務所・物置 |
| | 構 造 | 鉄骨・軽量鉄骨・木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 30.40平方メートル
2階 107.79平方メートル |



(土地・建物用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	広島県江田島市大柿町柿浦194番地1			
土地	物件 1～3			
現況地目	☒ 宅地（物件1～3） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）			
形状	☒ 公図（法第14条第1項地図）のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項	本件各土地は、一体地として利用されており、その南側が道路に接面している（192番6、194番2、194番3、195番3の土地は江田島市所有名義）。			
建物	物件 4			
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☒ 床面積：1階 約41㎡ 2階 107.79㎡			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 住居（動産等を残置した空き家） として、使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 保管開始日 平成 年 月 日 支部 平成 年 月 日 第 号			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述要旨等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述要旨等
■ A (元所有者会社代表者)	1 私は、本件各土地及び本件建物の所有者会社である株式会社アジアシップトレーダーの元代表取締役ですが、同社が広島地裁呉支部に破産申立てをするまで、本件各土地及び本件建物は、第三者に貸したりはしていないと思います。
■ B 弁護士の事務員	1 B 弁護士は、本件各土地及び本件建物の所有者会社である株式会社アジアシップトレーダーの元破産管財人ですが、本件各土地及び本件建物については、第三者との賃貸借関係等はなく、同社が使用しており、破産手続において、破産管財人で不動産会社に売却を依頼していましたが、売却できませんでした。

執行官の意見
■ 1 本件各土地及び本件建物の状況は、別紙土地建物位置関係図、間取図及び添付写真等のとおりである。 2 本件各土地については、法務局に地積測量図が備え付けられており、現地において、その地積測量図に記載されている境界標等が存在することから、本件各土地の境界は明確であると思われる。 3 本件建物の占有については、本件建物内には、本件建物の所有者会社である株式会社アジアシップトレーダー宛ての書類等があり、所有者以外の第三者の占有を推認させるようなものがないことから、所有者が動産等の一部を残置した空き家の状態で、本件建物を使用、占有しているものと認めた。 なお、株式会社アジアシップトレーダーについては、同社の登記簿等によると、令和4年10月19日に広島地方裁判所呉支部で破産手続が開始し、B 弁護士が破産管財人となり、令和6年1月5日に破産手続廃止の決定が確定している。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年12月20日() 11:55-12:10	広島法務局呉支局	公図、地積測量図、建物図面、登記事項要約書等 交付申請
6年12月20日() 12:50-13:20	物件所在地	占有関係調査、形状調査、写真撮影
6年12月20日() 13:30-13:40	江田島市役所	建物課税・接道関係調査
7年 1月22日() 13:15-14:55	物件所在地	占有関係・間取等調査、写真撮影(評価人同行)
7年 1月23日() 17:20-17:30	当庁	Aに架電。占有関係等調査
7年 1月27日() 12:15-12:18	当庁	Bの事務員に架電。占有関係等調査

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行した。

☒ 令和 7年 1月22日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

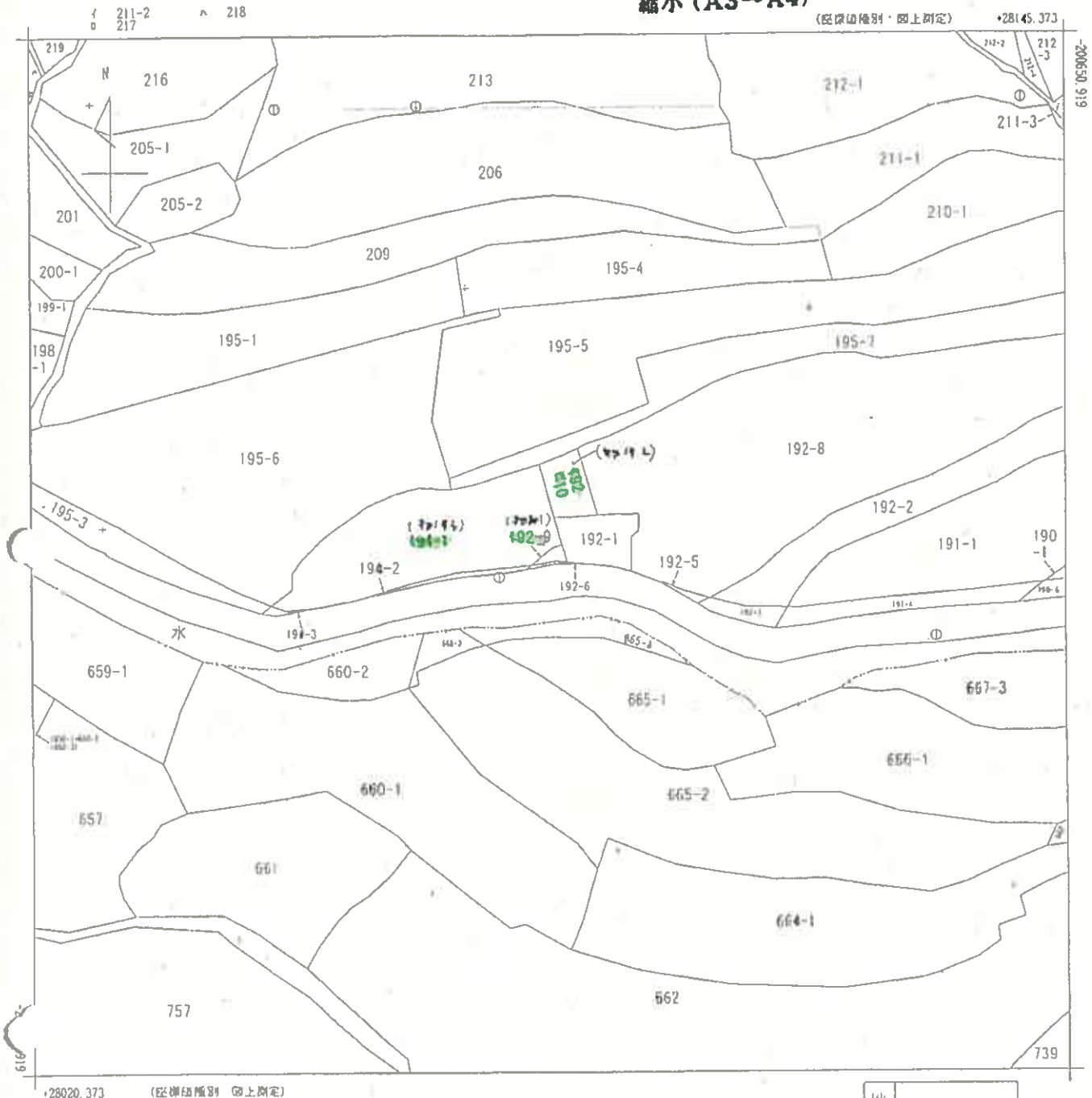
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公 図

縮小 (A3→A4)

(図原図種別・図上測定)

・28145.373



・28020.373

(図原図種別・図上測定)

地番区域見出
大柿町柿浦

請求部	所 在				江田島市大柿町柿浦字柿田		地 番		192番9		
出力縮尺	1/500		精度区分	乙一	座標系番号又は記号	III	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和40年2月				備付年月日(原図)	昭和44年11月15日			補記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

令和6年12月20日

広島法務局呉支局

登記係

請求番号: 9-1

(1/1)

(5 枚目)

公用

登記年月日：平成19年11月28日

次頁に図面に關する変更内容を示す。

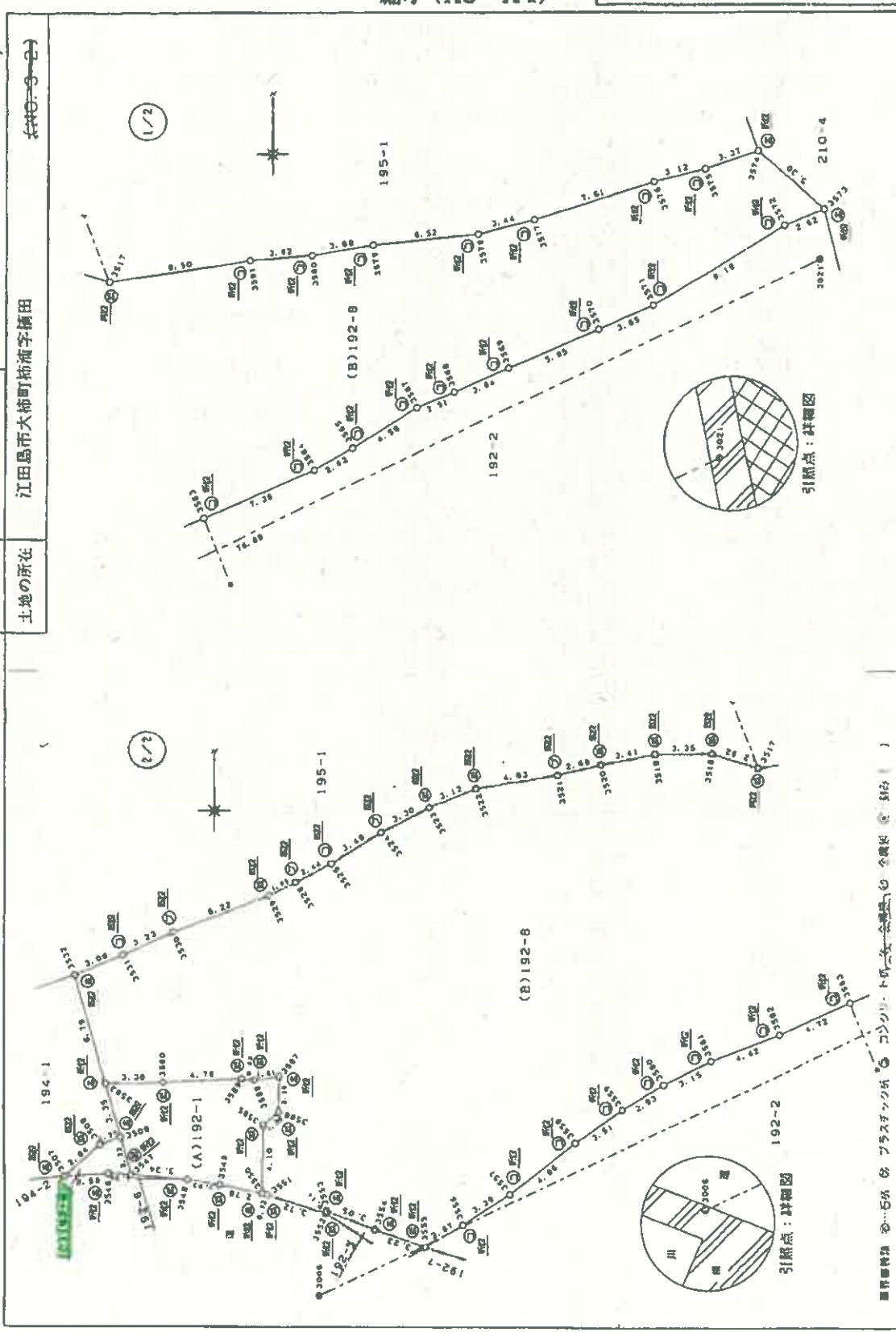
5140103

平成19年11月28日登記

土地所在図
地積測量図 2/3

地番 192-1、-8、-9

土地の所在 江田島市大柿町柿瀬字横田



縮小 (A3→A4)

地積測量図

縮尺 1/250

申請人

作成者 土田 隆雄

江田島市大柿町柿瀬字横田 192-1、-8、-9 地積測量図

(3/6)

これは図面に記述されている内容を証明した書面である。
令和6年12月20日 広島法務局税支局

令和6年12月20日

公路法務發展文庫

注意:

(2 枚目)

25 26 27

(9/5)

100

19 年 11 月 9 日作(成)

100

人 端 中

短尺

5140104

平成 11月28日 登記

土地所在图

18

江田島市大柿町滝字楠田

[illegible]

地 區	品 名	(1952-53)	X	Y	理 理	A.M.N.O.
湖 北	3508	-200712.928		28084.362		1.37
	3508	-200713.366		28083.167		3507
	3507	-200715.265		28081.054		3546
	3546	-200715.108		28083.636		3547
	3547	-200715.175		28084.976		3509
低						9.832049
面						4.9160245
湖 北						1230.8807695

地 點	(A) 192-1	X 地 點	Y 地 點	功 量	點數 N.O.
3593	-200709.687		28083.489	3.35	3509
3592	-200712.926		28084.976	2.33	3547
3547	-200715.175		28084.976	3.34	3547
3548	-200715.457		28089.302	1.93	3549
3549	-200715.750		28080.208	2.76	3550
3550	-200716.279		28092.911	4.10	3505
3545	-200712.175		28092.959	1.25	3586
3506	-200711.403		28093.939	2.15	3587
3587	-200709.250		28093.934	1.51	3588
3580	-200709.458		28092.443	0.83	3589
3589	-200709.358		28091.623	4.78	3590
3590	-200709.612		28086.649	3.36	3593
					110.375545
					55.2877725
					95

地 点	时 间	(B)192-8	(2-1)	X 座 标	Y 座 标	观 量	点 高 m.
3517	-200690.692	28122.891	2.92	3510			
3518	-200688.935	28120.102	3.35	3519			
3519	-200689.867	28116.747	3.41	3520			
3520	-200690.503	28113.396	2.69	3521			
3521	-200691.141	28110.761	4.93	3522			
3522	-200691.963	28105.922	3.12	3523			
3523	-200693.095	28103.018	3.30	3524			
3524	-200694.595	28100.075	3.49	3525			
3525	-200696.460	28097.126	2.44	3528			
3528	-200697.579	28094.958	1.95	3529			
3529	-200698.384	28093.296	6.22	3530			
3530	-200700.552	28097.465	3.23	3531			
3531	-200701.944	28094.549	3.08	3532			
3532	-200703.137	28081.710	6.78	3583			
3583	-200708.687	28093.489	3.36	3560			
3590	-200709.612	28096.849	4.78	3589			
3589	-200709.350	28091.623	0.93	3568			
3568	-200708.456	28092.443	1.51	3567			
3567	-200709.250	28093.934	2.15	3566			
3566	-200711.403	28093.939	1.25	3585			
3585	-200712.175	28092.959	4.10	3550			
3550	-200716.279	28092.911	6.32	3551			
3551	-200716.335	28093.226	3.72	3552			
3552	-200717.416	28096.788	0.14	3553			
3553	-200717.998	28096.937	3.05	3554			

地積測量図

縮小 (A3→A4)

(761241)

次頁に図面に因する変更内容を示す。

登記年月日：平成21年3月16日

公用

主地所在図
地積測量図

地 番	192-8-10
土地の所在	江田島市大崎町柿浦字横田

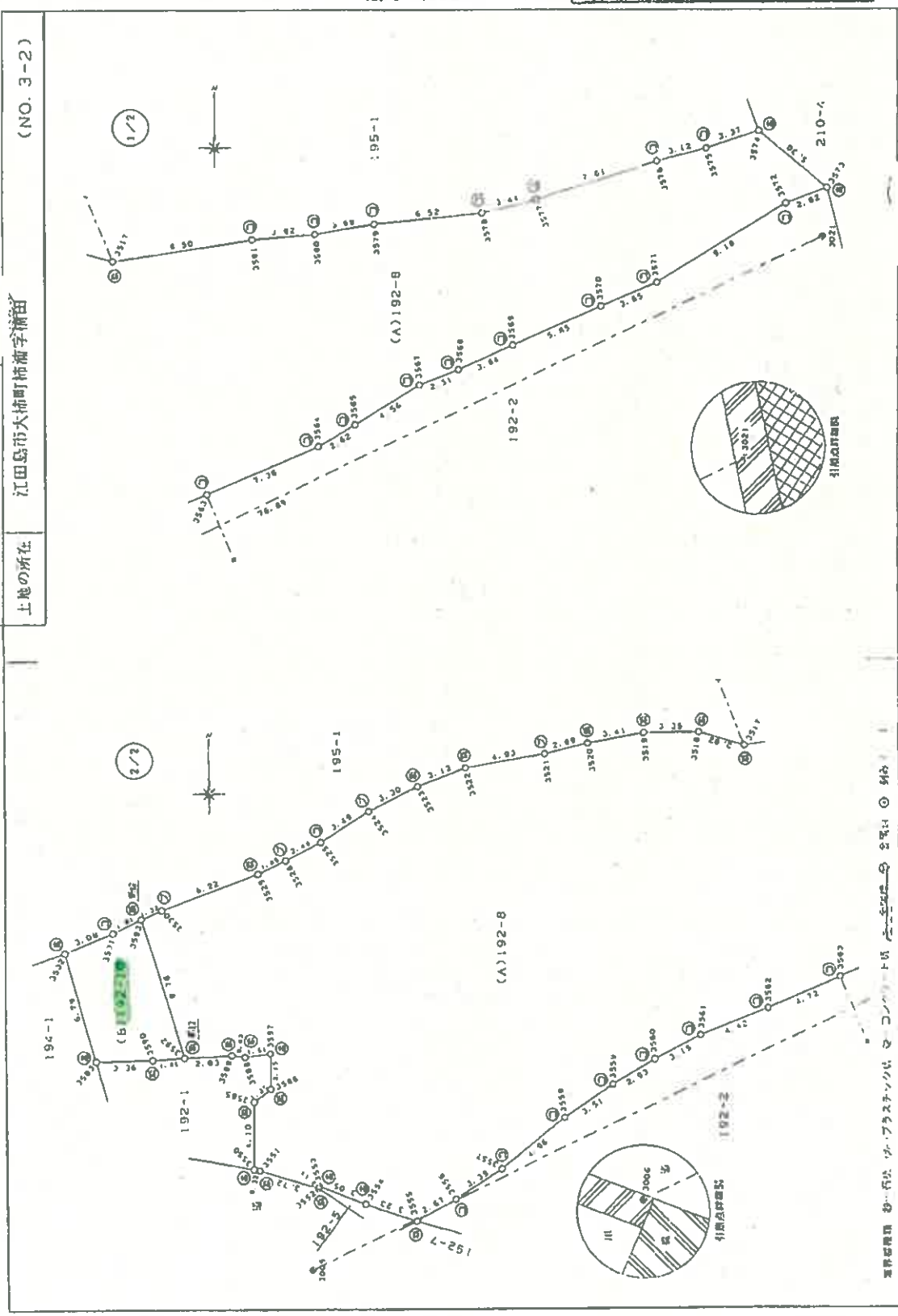
(NO. 3-2)

江田島市大崎町柿浦字横田

縮小 (A3→A4)

地 積 測 量 図

(46142)



250

申請人

江田島市大崎町柿浦字横田

作成者

(3/6)

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。
令和6年12月20日 広島県民衆文庫

(2 枚目)

新築地等 9-3

次頁に図面に関する変更内容を示す。

これは函面に記されている内容を証明した書面である。
令和6年12月20日 広島法務局長 奥島

令和6年12月20日

平遙法政學堂文庫

 $\text{cis} =$

(9 枚目)

Environ Monit Assess (2008) 142:111–124

土地所在圖

(NO. 3-3)

192-8-10

江田島市大楠町柿浦下町田

人語中

作者 土田 幸次郎

21年3月12日(水)

(一) 总则 (二) 第一章 总则 (三) 第二章 会员 (四) 第三章 经费 (五) 第四章 附则

第 6 次 プラス・ソックの トキョー証券取引所

1170.6446155

10

(40172)

縮小 (A3→A4)

地積測量

地 點	(A) 192-e		Y 座 標	邊 長	點間 N. O.
	X 座 標	座 標			
3519	-200699.867	28116.747	3.41	3520	
3520	-200690.503	28113.396	2.69	3521	
3521	-200691.151	28110.781	4.93	3522	
3522	-200691.953	28105.922	3.12	3523	
3523	-200692.095	28103.018	3.30	3524	
3524	-200694.595	28100.079	2.49	3525	
3525	-200696.450	28097.128	2.44	3526	
3526	-200697.579	28094.958	1.85	3529	
3529	-200698.384	28093.296	6.32	3530	
3530	-200700.532	28087.455	1.32	3593	
橋 頭	28082.867859		28082.867859		
橋 頭	131.4339285		131.4339285		
橋 頭	1131		1131		

地點	點	X 座	Y 座	距離	點 N.O.
	55821	-200709.474	28089.794	8.76	3593
	5583	-200701.091	28085.264	1.91	3531
	5531	-200701.944	28084.549	3.09	3532
	5532	-200703.137	28081.710	6.79	3593
	5583	-200709.687	28083.489	3.36	3590
井	5500	-200709.512	28086.849	1.95	3592
面					78.21372
積					39.210680

地 带	(A)192-8	X 座 標	Y 座 標	切 取	点間 N. O.
3593	-200701.031	28066.264	8.76	3592	
3592	-200709.474	28088.794	2.83	3591	
3591	-200709.358	28091.623	0.83	3590	
3590	-200709.456	28092.443	1.51	3587	
3587	-200709.250	28093.934	2.15	3586	
3586	-200711.403	28093.839	1.25	3585	
3585	-200712.175	28092.959	4.10	3550	
3550	-200716.278	28092.911	0.32	3551	
3551	-200716.335	28093.226	3.72	3552	
3552	-200717.416	28096.788	0.12	3553	
3553	-200717.288	28096.937	3.05	3554	
3554	-200718.373	28098.691	3.23	3555	
3555	-200719.405	28102.753	2.67	3556	
3556	-200718.105	28105.086	3.39	3557	
3557	-200710.297	28107.948	4.36	3558	
3558	-200713.213	28111.832	3.51	3559	
3559	-200711.211	28114.722	2.93	3560	
3560	-200709.718	28117.230	3.15	3561	
3561	-200708.272	28120.037	4.42	3562	
3562	-200706.692	28124.170	4.72	3563	
3563	-200704.606	28129.551	7.36	3564	
3564	-200701.947	28135.280	2.62	3565	
3565	-200700.631	28137.546	4.56	3507	
3567	-200698.221	28141.411	2.51	3508	
3568	-200697.307	28143.745	3.64	3569	
3569	-200695.844	28147.079	5.85	3570	
3570	-200693.514	28152.441	3.65	3571	
3571	-200692.073	28155.793	9.18	3572	
3572	-200687.325	28163.645	2.52	3573	
3573	-200686.380	28166.091	5.30	3574	
3574	-200682.941	28162.035	3.37	3575	
3575	-200683.975	28158.850	3.12	3576	
3576	-200684.746	28155.824	7.61	3577	
3577	-200686.992	28148.555	3.44	3578	
3578	-200687.839	28145.221	6.52	3579	
3579	-200680.487	28138.731	3.68	3580	
3581	-200689.097	28135.101	3.82	3581	
3581	-200689.412	28131.286	8.50	3517	
3517	-200690.692	28122.891	2.92	3518	
3518	-200689.835	28120.102	3.35	3519	

登記年月日：平成19年2月21日

次頁に図面に因する変更内容を示す。

これは図面に記されている内容を正確に示した図面である。
令和6年12月20日 広島市地籍調査課

1/2

(10枚目)

36

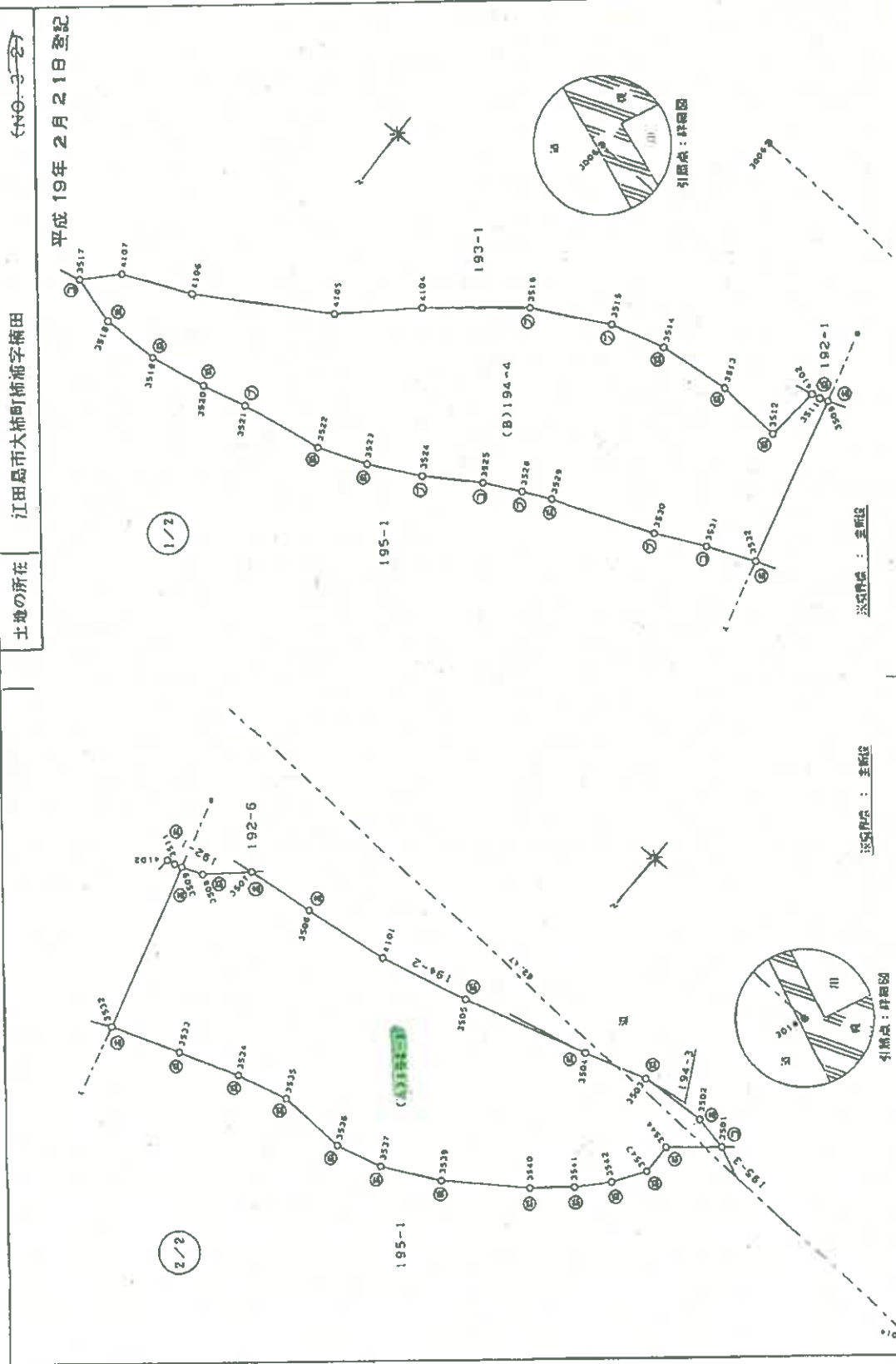
5140106

主地所在図
地積測量図 2/3

地番	194-1-4
土地の所在	江田島市大柿町柿浦字楠田

平成19年2月21日登記

1/2



図面作成：全図

図面作成：全図

引継図：詳細図

引継図：詳細図

図面作成：全図

図面作成：全図

作成者：全図

申請人

縮尺 1/250

平成19年2月19日作成

(広島県土地家屋調査士会印)

これは図面に記録されている内容を証明したものである
令和6年12月20日 広島佐伯商工支局

令和6年12月20日

弘治江陽周興文題

5140107

194-1-4

江田島市大柿町柿浦字横田

平成19年2月21日登記

~~(SECRET)~~

土地所在圖

縮小 (A3→A4)

地積測量図

(物143)

地 名	序 號	經 緯	面 積	戶 數	人 口
海 州	(8)194-4				
3508	-200712.926	28084.362	0.48	3511	
3511	-200712.775	28084.915	0.49	4102	
4102	-200712.683	28085.300	3.20	3513	
3512	-200709.498	28085.587	3.90	3513	
3513	-200709.754	28089.482	4.37	3514	
3514	-200709.223	28093.823	3.25	3515	
3515	-200709.377	28096.965	4.88	3516	
3516	-200706.101	28101.287	6.35	4104	
4104	-200702.105	28106.216	5.19	4105	
4105	-200698.563	28110.016	8.47	4106	
4106	-200694.187	28117.271	4.29	4107	
4107	-200692.478	28121.207	2.45	3517	
3517	-200690.692	28122.891	2.92	3518	
3518	-200689.835	28120.102	3.35	3519	
3519	-200680.667	28116.747	3.41	3520	
3520	-200692.503	28113.388	2.69	3521	
3521	-200691.141	28110.781	4.93	3522	
3522	-200691.963	28105.922	3.12	3523	
3523	-200093.094	28103.018	3.30	3524	
3524	-200694.594	28104.075	3.49	3525	
3525	-200696.400	28097.128	2.44	3526	
3526	-200687.578	28094.958	1.85	3529	
3529	-200698.384	28093.296	6.22	3530	
3530	-200700.551	28087.465	3.23	3531	
3531	-200701.944	28084.549	3.08	3532	
3532	-200703.131	28081.710	10.14	3509	
備 註				686.167550	
面 積				343.0837750	
地 名				343	

062.3578560

4

引 續 点 価 額 リ ス ト			
点 名	價 値	X	Y
3006	2 年 賦	-200722.315	28096.369
3014	2 年 賦	-200719.622	28034.000

（イ）イロハニホフトエス

作成者

印 人

帮尺

— 1982 年 11 月 9 日作版)

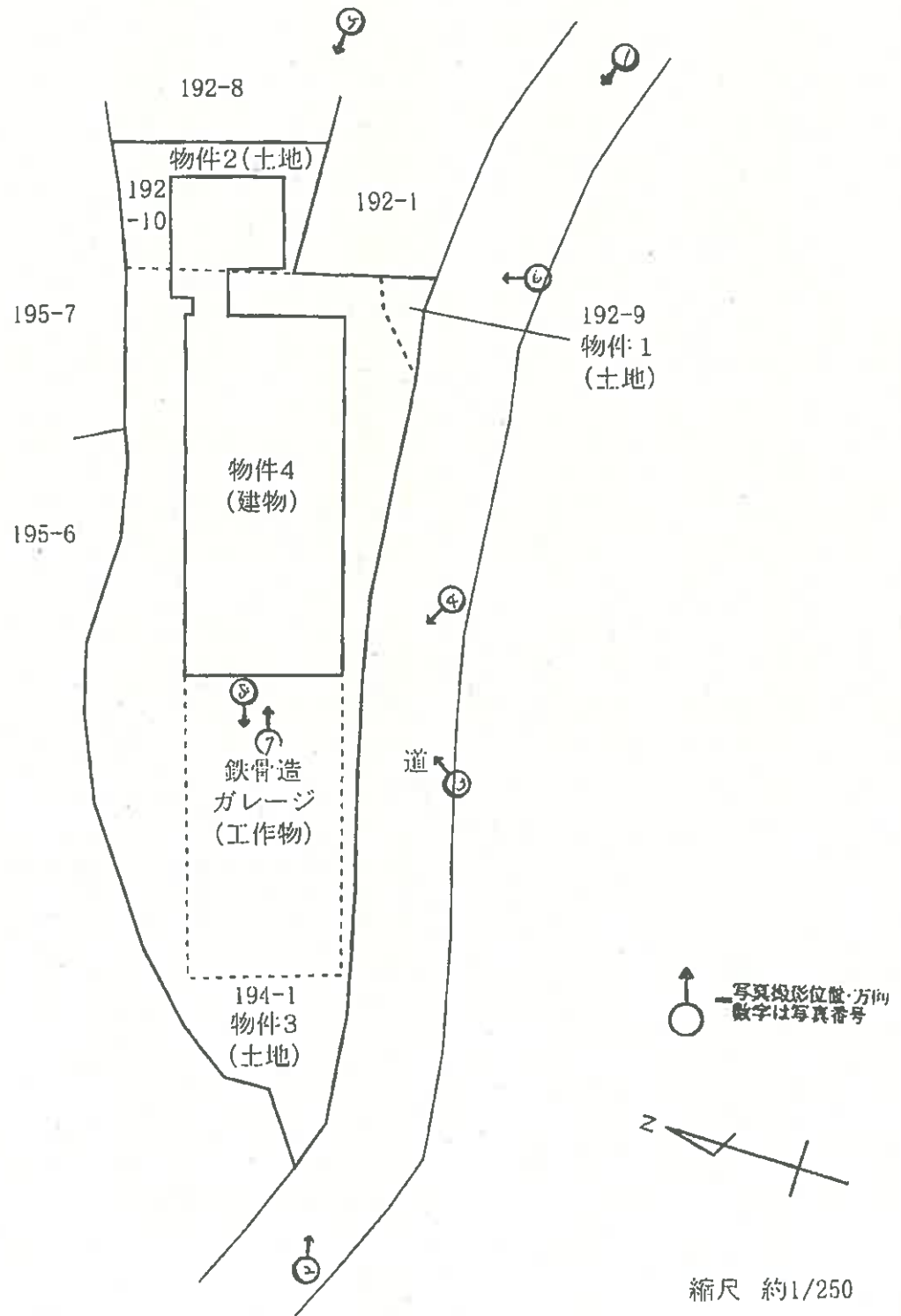
（一）自思十能安床（个十会用板）

(5/6)

9-1

(// 枚目)

※ 公図等を基に作成したものである。
正確な境界等を示したのではなく、
相対的な位置関係を示したもので
ある事に留意されたい。



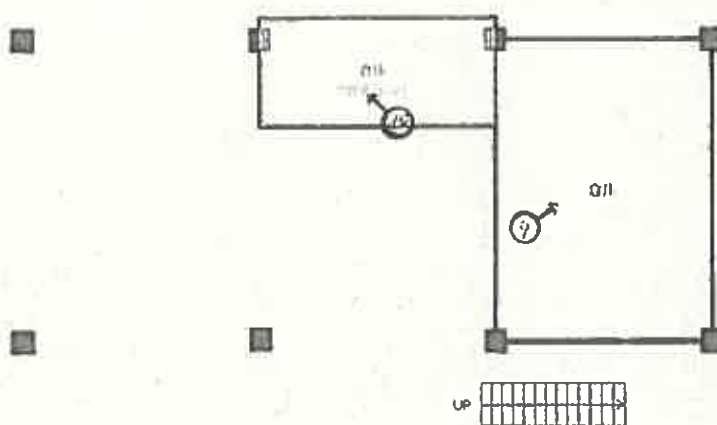
土地建物位置関係図

間取図

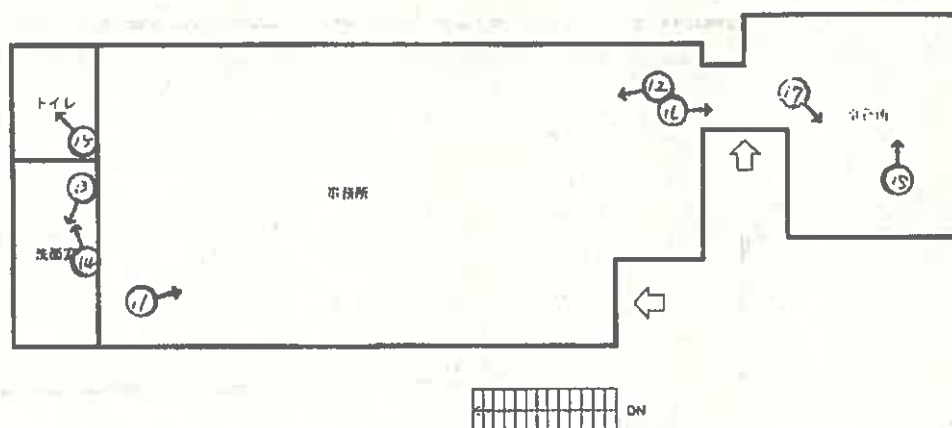
縮尺 約1/150



1階



2階



↑ 写真撮影位置・方向
数字は写真番号

写真 1

本件建物（物件 4）

工作物

物件 3 の土地



写真 2

本件建物

工作物

物件 3 の土地



写真 3

本件建物

物件 1 の土地

工作物

物件 3 の土地



写真4

工作物

本件建物

物件3の土地



写真5

本件建物

物件2の土地



写真6

本件建物

物件1の土地

物件3の土地



写真7

本件建物（1階部分）

工作物



写真8

工作物



写真9（本件建物 1階）



写真10 (本件建物 1階)



写真11 (本件建物 2階)



写真12 (本件建物 2階)



写真13 (本件建物 2階)



写真14 (本件建物 2階)



写真15 (本件建物 2階)



写真16 (本件建物 2階)



写真17 (本件建物 2階)



写真18 (本件建物 2階)



令和 6 年 (ケ) 第 143 号
令和 7 年 1 月 22 日現地調査
令和 7 年 2 月 3 日評 価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

村 永 朋

印

第1 評価額

一括価格	
金 3,567,000 円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 5,000 円
物件2(土地)	金 43,000 円
物件3(土地)	金 350,000 円
物件4(建物)	金 3,169,000 円

- 1 一括価格は、物件1～4の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1～3の内訳価格は物件4のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件4の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	江田島市大柿町柿浦字楠田 192番9 宅地 4.91 m ²	同左
2	所在地 地目 地積	江田島市大柿町柿浦字楠田 192番10 宅地 39.21 m ²	同左
3	所在地 地目 地積	江田島市大柿町柿浦字楠田 194番1 宅地 319.27 m ²	同左
4	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	江田島市大柿町柿浦字楠田 194番地1、192番地10 194番1 事務所・物置 鉄骨・軽量鉄骨・木造亜鉛 メッキ鋼板ぶき2階建 1階 30.40 m ² 2階 107.79 m ² 延べ 138.19 m ²	床面積： 1階 約 41 m ² 2階 107.79 m ² 延べ 約 148.79 m ²
番号	特記事項		
	物件4の1階に約11m ² の倉庫が増築されている。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1～3）

位 置 ・ 交 通	「中町」桟橋の 南東方・直線距離 約4.5km 「楠田」バス停の 西方・直線距離 約100m (別添「位置図」参照)		
付 近 の 状 況	付近は、農地・山林の中に事業所等も見られる地域。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 無指定 70% 400% なし 宅地造成工事規制区域、土砂災害警戒区域	
画 地 条 件	規 模	物件1 4.91 m ² 物件2 39.21 m ² 物件3 319.27 m ² 合計 363.39 m ²	間口 約 36 m 奥行 約 10 m 形状 不整形 接面状況 中間画地 その他 地勢ほぼ平坦
接面道路の状況	南側 約 5 m 舗装道路 高低差 ほぼ等高 江田島市建設課にて、建築基準法上の道路(法42条1項3号)である旨の説明を受けた。 なお、買受希望者自身による確認が必要である。		
土地の利用状況等	現状は物件4の建物が存する。 隣地は農地等。 目的外建物 なし。		
供給処理施設	上 水 道	接面道路の本管敷設	なし
		本物件内への引込	なし
	※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業(簡易水道含む)及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。		
	都 市 ガ ス	接面道路の本管敷設	なし
		本物件内への引込	なし
	※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。		
	公 共 下 水	接面道路の本管敷設	なし
		本物件内への引込	なし
	※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。		
特 記 事 項	不要な残置物が多数存する。		

2 建物の概況及び利用状況（物件4）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）： 平成19年3月6日 新築 経 過 年 数：約 18 年 経済的残存耐用年数：約 20 年
仕 様	構 造： 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： 鋼板・モルタル等 内 壁： 合板等 天 井： クロス・合板等 床： フローリング等 設 備： 電気等 その他：
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途：事務所・物置 間 取 り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	普 通
保守管理の状態	劣 る 不要な残置物が多数存する。
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	物件4の1階に約11㎡の倉庫が増築されている。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1～3）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持 分 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	10,200	0.62	4.91	0.90	1	28,000
2	10,200	0.62	39.21	0.90	1	223,000
3	10,200	0.62	319.27	0.90	1	1,817,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員5m舗装道路に略等高接面する地積約180㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価公示価格（江田島－3）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補 正 c	地域格差 d	規準価格 (円/㎡) a×b×c×d
18,300	$\frac{96}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{172}$	10,200

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正： 必要なし。

◇地域格差： 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差：（物件1～3を一体評価）

形状	0.90
画地未整備	0.90
給排水設備不明	0.80
墓地隣接	0.95
相乗積	0.62

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分： 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

(2) 建物価格 (物件 4)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格 (円) ア×イ×ウ×エ
4	140,000	148.79	0.39	1	8,124,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
18 年	20 年	38 年

残価率	観察減価
5 %	30 %

$$\text{現価率} = [\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数})] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.39$$

エ 持 分：共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	28,000	0.45	法定地上権	13,000
2	223,000	0.45	法定地上権	100,000
3	1,817,000	0.45	法定地上権	818,000
計				931,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 45 %と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算(円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	28,000	－ 13,000		0.50	0.70	5,000
2	223,000	－ 100,000		0.50	0.70	43,000
3	1,817,000	－ 818,000		0.50	0.70	350,000
4	8,124,000	＋ 931,000	1.00	0.50	0.70	3,169,000
一括価格 (合計)						3,567,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：過疎・高齢化が進み、不動産需要が低調な地域のため
△30%、残置物多数△20%、計△50%を考慮した。

オ 競売市場修正：第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（江田島－3）

所 在 : 江田島市大柿町柿浦字坊地2421番7
価 格 : 18,300円/㎡
位 置 : 「中町」桟橋 南東方 道路距離 約8.2kmに位置する。
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 169㎡
供給処理施設 : 水道
接 面 街 路 : 南西側 4.4m市道
都市計画区分 : 非線引都市計画区域
用 途 指 定 等 : 無指定（建蔽率70%, 容積率400%）
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域。

2 固定資産税評価額（令和 6 年度）

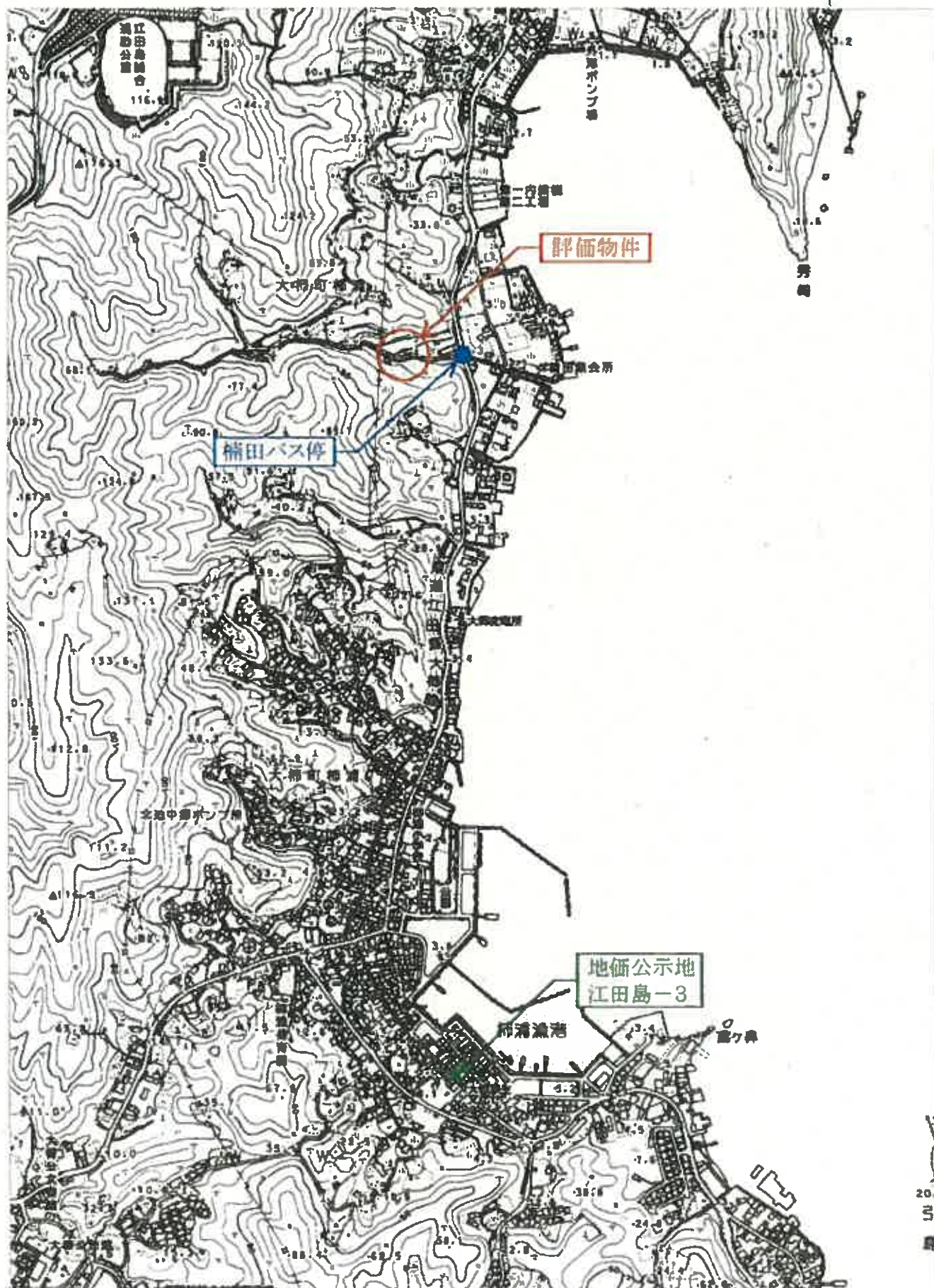
物件1	33,702 円	（1㎡当たり 6,864 円）、課税地積	4.91 ㎡
物件2	269,137 円	（1㎡当たり 6,864 円）、課税地積	39.21 ㎡
物件3	2,191,469 円	（1㎡当たり 6,864 円）、課税地積	319.27 ㎡
物件4	5,929,659 円	（1㎡当たり 50,303 円）、課税床面積	117.88 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

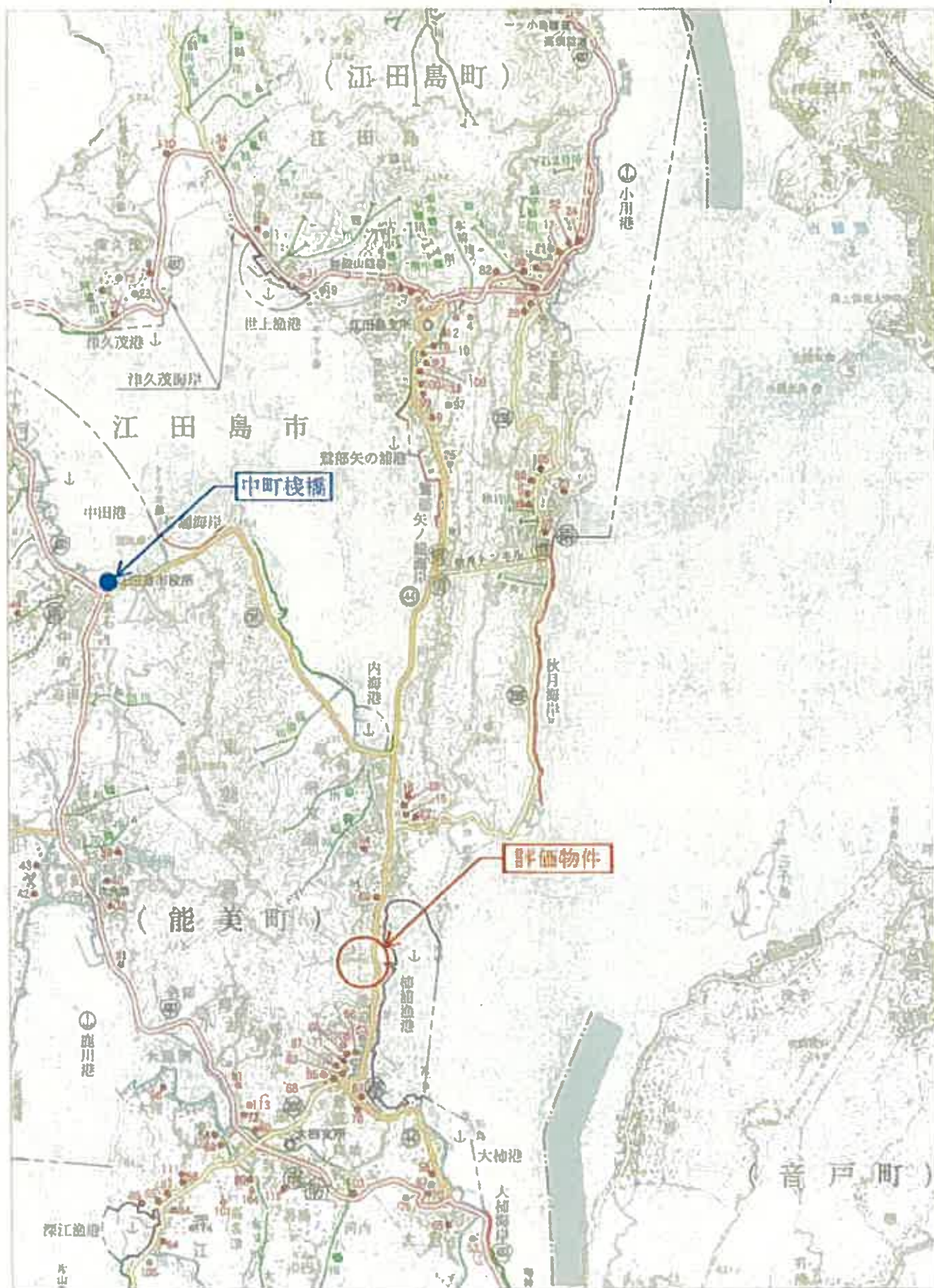
第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（江田島市「白図」縮尺 1/10,000, 1/50,000）
- 2 公図写し（法務局備付）（A3→A4縮小）
- 3 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）（A3→A4縮小）
- 4 建物間取図（見取図）

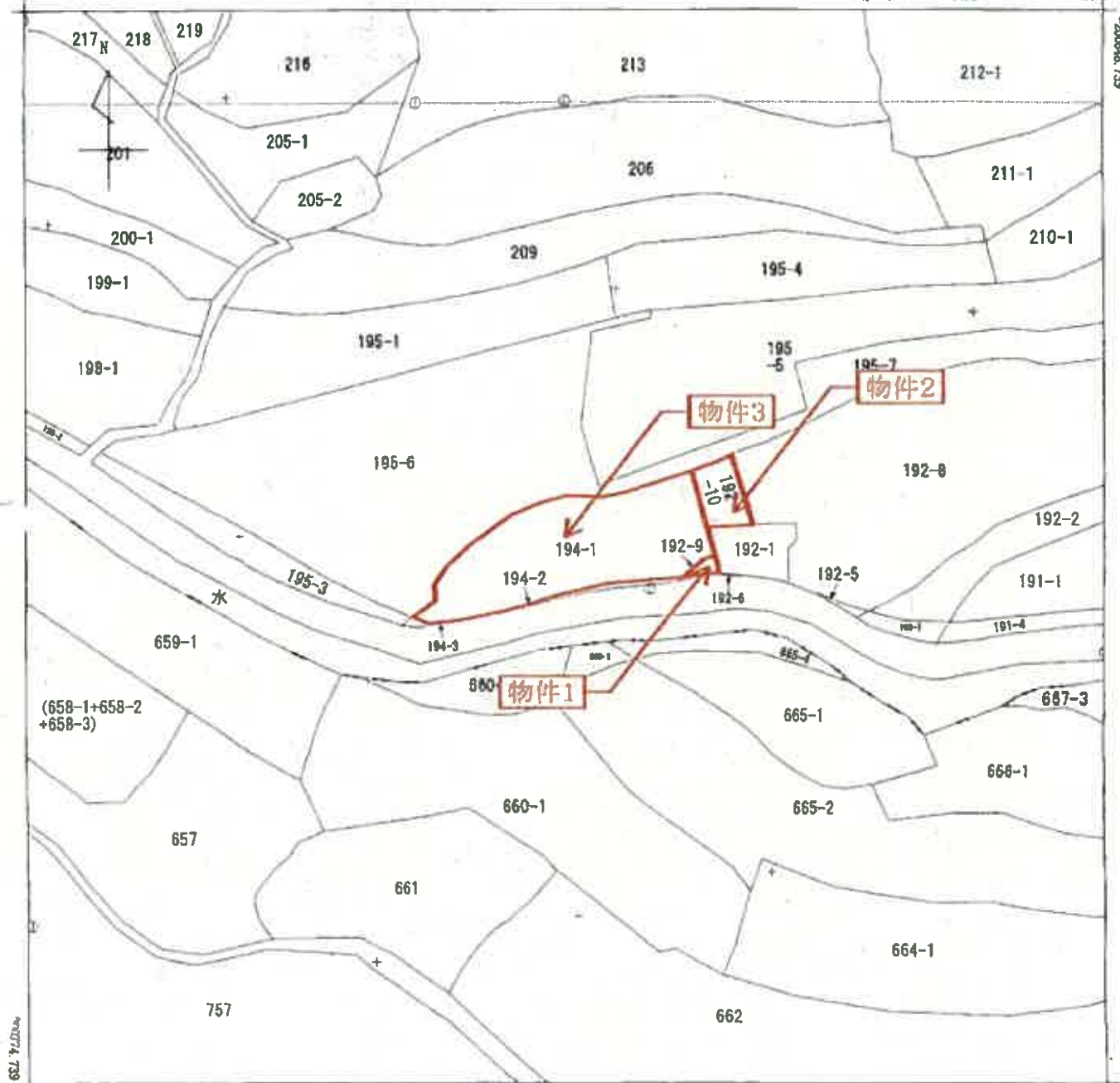
以 上



1:10,000



1:50,000



+28004.299 (座標値種別：図上測定)

地番
区域見出
大柿町柿浦

請求部	所 在	江田島市大柿町柿浦字柿田				地 番	194番1			
出力縮尺	1/500	精 度 区 分	乙一	座標系又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作 成 年 月 日	昭和40年2月				備 付 年 月 日 (原図)	昭和44年11月15日		補 事 記 項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(広島法務局呉支局管轄)

令和6年10月22日

東京法務局新宿出張所

登記官

地図整理番号：M54411

(1/1)

受命物件の公図写し
(A3→A4に縮小)

登記年月日：平成21年3月16日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(広島法務局長支局賞状)

令和6年10月22日

令和6年10月22日

東京法務局新宿出張所

創設者

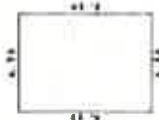
地圖整理番号: M54413

各階平面図

194番1

江田島市大楠町津久井 94番地1、192番地10

起一

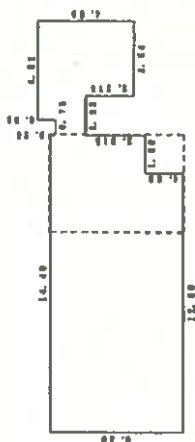


求模表

$$8.400 \times 4.750 = 39.400.000$$

39: 40

2



求積速

1. 180	x	2. 275 =	2. 684500
3. 640	x	4. 550 =	16. 562000
12. 600	x	6. 300 =	79. 380000
1. 800	x	4. 500 =	8. 100000
0. 750	x	1. 425 =	1. 068750
合 計			107. 795250
座 價 額			107. 79元

合計 107.795250
求面積 107.79m²

床面積 107.79㎡

著 者

土壌改良

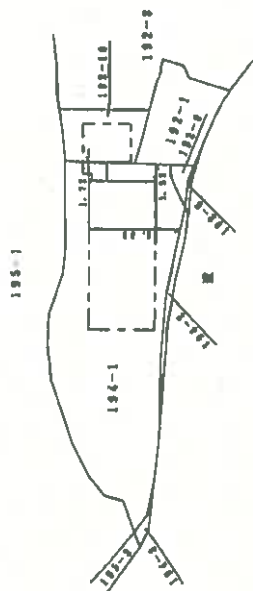
縮尺 1/250

人
商
年

R

(五) 城市土地与农村土地(七)

受命物件の建物図面
・各階平面図写し
(A3→A4に縮小)



物件 4

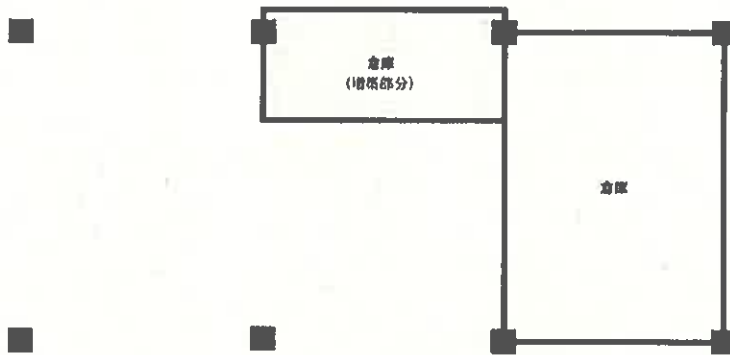
地圖整理番号: M54413

間取図

縮尺 約1/150



1階



2階

